

1 規則等の題名

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年高知県公安委員会規則第10号）の一部改正

2 根拠法令・条項

- ・【「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号）】
- ・ 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成8年高知県条例第41号）

3 規則等の制定日

令和 3 年 10 月 29 日（金曜日）

4 結果公示の日

令和 3 年 10 月 29 日（金曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う、一部様式の押印欄の廃止等であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- ・ 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・ 新旧対照表

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部生活安全部少年女性安全対策課
TEL：088-826-0110（代表）